

狀況左記ノ通りニ有之

記

一、紛議發生場所

蒲田區六郷町二三七番地

二、事業主側

名稱 宇田川鑄物工場（個人經營）

事業主 宇田川 龜吉

資本金 八千圓

事業 普通鑄物

企業系統 ナシ

損益狀況 相当利益ヲ擧ケソ、アリ

使用労働者 一九名（内女二名）

三、労働者側

紛議参加者 一名

全加盟組合 ナシ

四、紛議發生並解決ノ時

發生 昭和十年八月五日

解決 昭和十年八月八日

五、紛議發生原因

八月五日事業主ハ職務怠慢ノ理由ヲ以テ職工一名ヲ解雇シタルニ因ル

六、紛議ノ経過

(1) 八月八日午前十時被雇者 飯塚重勝ハ

全評、關金常任 佐川 正 朗

ノ應援ヲ得テ工場事務所ニ於テ